

# 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業

## 入札説明書

平成 21 年 10 月

豊 橋 市

## 目 次

第 1	入札説明書の定義.....	1
第 2	事業概要.....	1
1	事業の名称.....	1
2	事業の目的.....	1
3	事業方式.....	1
4	事業の概要.....	2
5	事業期間.....	3
6	公の施設の設置及び管理について.....	3
7	選定事業者の収入.....	3
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	4
1	事業者の募集及び選定.....	4
2	選定のスケジュール.....	4
3	応募者の参加資格要件.....	4
4	入札手続き等.....	8
5	落札者の決定方法等.....	14
6	契約に関する基本的な考え方.....	14
第 4	その他事業の実施に関し必要な事項.....	15
1	事業の継続が困難となった場合の措置.....	15
2	債務負担行為.....	16
3	議会の議決.....	16
4	情報公開及び情報提供.....	16
別紙	維持管理期間において市が付保する予定の保険（参考）	

## 第1 入札説明書の定義

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、豊橋市(以下「市」という。)が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、平成20年10月7日に特定事業の選定を行い、平成21年8月28日にその一部修正を行った、豊橋市芸術文化交流施設整備等事業(以下「本事業」という。)について平成21年10月2日に公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)の入札条件を定めたものである。

入札説明書に添付されている、豊橋市芸術文化交流施設整備等事業要求水準書(以下「要求水準書」という。) 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。) 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業様式集(以下「様式集」という。) 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。) 及び豊橋市芸術文化交流施設整備等事業事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)は一体のもの(以下、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案) 及び事業契約書(案)を総称して「入札説明書等」という。)であり、入札説明書等全体で入札条件を規定している。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問・回答によるものとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業の名称

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業

### 2 事業の目的

総合文化学習センター(仮称)は、平成13年3月に策定された『第4次豊橋市基本構想・基本計画』(現『第4次豊橋市総合計画』)において示された、「笑顔がつなぐ緑と人のまち・豊橋」を実現するために、特に重要性かつ先導性を持つリーディングプロジェクトの一つである「まちなか文化の創造」の主たる事業として、新たなまちなか文化の創造を促し、幅広い世代の交流を促進するための文化・交流拠点として位置付けられている。

平成16年度に策定された『総合文化学習センター(仮称)基本計画』では、「生涯学習センター」、「図書館」、「芸術文化交流施設」の三つの機能を持つ施設が構想されている。本事業は、この総合文化学習センター(仮称)の第一次整備として、豊橋市芸術文化交流施設(以下「本施設」という。)の整備を目指すものであり、芸術文化活動を推進し、その裾野を広げるとともに、地域文化の振興を図り、地域のさらなる活性化を目指していくため、整備するものである。

### 3 事業方式

本事業の事業方式は、PFI法に基づき、同法第7条第1項の規定による選定事業者が本施設的设计、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営補助(以下「維持管理等」という。)を行うBTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

#### 4 事業の概要

本事業は本施設を整備（設計・建設）し、維持管理等をしていくものである。  
選定事業者が実施する業務は以下のとおりである。

##### (1) 設計業務

- ア 調査業務
- イ 設計業務
- ウ 各種申請・協議等

##### (2) 建設・工事監理業務

- ア 建築物本体工事
- イ 一般建築設備工事（電気、空調、衛生等）
- ウ 舞台設備工事（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）
- エ 舞台備品整備（大道具備品及び楽器等）
- オ 一般備品整備（家具・什器、事務機器等）
- カ 本施設の外構工事（駐車場・駐輪場・公開空地・建物周辺、人工地盤）
- キ 本施設敷地の造成工事
- ク 電波障害対策工事
- ケ 本施設の工事監理
- コ 本施設の引渡し業務

##### (3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 一般建築設備保守管理業務
- ウ 舞台設備保守管理業務
- エ 備品等保守管理業務
- オ 外構施設（駐車場・駐輪場・公開空地・建物周辺・人工地盤）保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ 植栽維持管理業務
- ク 警備業務
- ケ 環境衛生管理業務
- コ 修繕業務

##### (4) 運営補助業務

- ア 開館準備業務
- イ 設備の操作等定期的な技術研修業務
- ウ 利用者利便のための業務
- エ その他

##### (5) その他

- ア 地元説明会等の開催

## (6) 市等の業務範囲

次の業務は、市または財団法人豊橋文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）が別途実施することとする。

現在、本施設の指定管理者は、文化振興財団とする予定である。また、文化振興財団は、指定管理者としての業務とは別に、市からの補助により芸術文化事業を実施する予定である。

### ア 芸術文化事業実施業務

(ア) 芸術文化事業の企画・実施

### イ 運営業務

(イ) 本施設の貸館業務（予約受付、料金徴収等、施設利用予約システムの運用）

(イ) 窓口・案内業務（電話対応、窓口対応等）

(イ) 利用者支援業務（施設利用者への相談・支援、舞台設備の操作説明・操作）

## 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 40 年 3 月 31 日までの予定とする。

また、本事業の業務実施期間については、以下を予定している。

《事業契約の締結》 平成 22 年 6 月下旬

《設計・建設期間》 事業契約締結日 ~ 平成 25 年 4 月 30 日

《開館準備期間》 平成 25 年 2 月 1 日 ~ 平成 25 年 4 月 30 日

《維持管理期間》 平成 25 年 5 月 1 日 ~ 平成 40 年 3 月 31 日

引渡し予定日は平成 25 年 4 月 30 日、供用開始予定日は平成 25 年 5 月中旬を予定している。

## 6 公の施設の設置及び管理について

本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定める。

## 7 選定事業者の収入

市は、サービス購入費として以下の対価を選定事業者を支払う。なお、それとは別に、選定事業者は、利用者利便施設及び利用者利便設備の運営による収入を得ることができる。

### (1) 設計業務及び建設業務に係る対価

市は設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を選定事業者を支払うものとする。

### (2) 維持管理等業務に係る対価

市は維持管理等業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を選定事業者を支払うものとする。

### (3) 利用者利便施設及び設備に係る収入

利用者利便施設及び利用者利便設備の運営による収入は、選定事業者の独自収入とする。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する民間事業者を広く募集する。事業者の選定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして、その旨を公告する。

#### 2 選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定のスケジュールは以下のとおり予定している。

日 程	内 容
平成 21 年 10 月 2 日	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 21 年 10 月 2 日 ～平成 21 年 10 月 7 日	入札説明会の申込受付
平成 21 年 10 月 2 日 ～平成 21 年 10 月 16 日	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
平成 21 年 10 月 9 日	入札説明会の開催
平成 21 年 11 月 6 日	入札説明書等に関する質問への回答（第 1 回）
平成 21 年 11 月 20 日 ～平成 21 年 12 月 1 日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付
平成 21 年 11 月 24 日 ～平成 21 年 12 月 4 日	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
平成 21 年 12 月 7 日	入札参加資格確認通知の発送
平成 21 年 12 月 18 日	入札説明書等に関する質問への回答（第 2 回）
平成 22 年 2 月 1 日	入札（提案書の提出）
平成 22 年 3 月上旬	応募者へのヒアリング
平成 22 年 4 月上旬	落札者の決定・公表
平成 22 年 4 月中旬	基本協定の締結
平成 22 年 5 月下旬	事業仮契約の締結
平成 22 年 6 月下旬	事業契約の締結

#### 3 応募者の参加資格要件

##### (1) 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）本施設の工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。）本施設の建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）及び本施設の維持管理等業務にあたる者（以下「維持管理等企業」という。）を含むものとする。なお、これらの業務にあたる者以外の企業を含むこともできる。

設計企業、工事監理企業、建設企業及び維持管理等企業のうち複数を一企業が兼ねることは可能である。ただし、下記(3)ウ(㊦)に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねる

ことはできない。

応募者は構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとする。応募者は参加表明書及び資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに担当する業務を明らかにすること。

ア 構成企業とは、本事業を実施するために設立する特別目的会社(以下、「特別目的会社」という。)に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいう(特別目的会社については、本書 P14「6(2)特別目的会社の設立」を参照)。

イ 協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいう。

応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。ただし、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の3業務に携わる企業が、協力企業として参加する場合に限り、他の応募者の協力企業となることができるものとする。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、または有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役を兼職している場合をいう。

## (2) 構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条または第133条の規定による破産申立てがなされている者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て、または同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て、または平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者。

オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別精算の申立てがなされている者。

カ 参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。

キ 本事業にかかる「総合文化学習センター(仮称)第1次整備PFI導入可能性調査」「芸術文化交流施設費用対効果分析調査」「芸術文化交流施設民間資金等活用事業調査」に  
関与した者及びその者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業

にかかる業務に関与した者は下記のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、前項(1)の記載事項を参照すること。

- (ア) 日本工営株式会社
  - (イ) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
  - (ウ) 株式会社三菱総合研究所
  - (エ) 有限会社空間創造研究所
  - (オ) 東京丸の内・春木法律事務所
- ク 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ケ 参加表明書の受付日から落札者決定までの期間において、市の指名停止措置を受けている者。

### (3) 応募者の参加資格要件

応募者は本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

#### ア 設計企業

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成20・21年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が設計であること。
- (ウ) 設計企業は、入札公告から過去10年間以内に、劇場・ホール施設(延床面積7,400㎡以上かつ客席数700席以上)を設計した実績を有すること。
- (エ) 設計企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、そのうち少なくとも1社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の設計企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

#### イ 工事監理企業

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成20・21年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が設計であること。
- (ウ) 工事監理企業は、入札公告から過去10年間以内に、劇場・ホール施設(延床面積7,400㎡以上かつ客席数700席以上)を工事監理した実績を有すること。
- (エ) 工事監理企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、そのうち少なくとも1社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の設計企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

#### ウ 建設企業

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を有し



ていること。

- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が建築一式工事であること。
- (ウ) 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 820 点以上であること。
- (エ) 入札公告から過去 10 年間以内に、劇場・ホール施設（延床面積 7,400 m<sup>2</sup>以上かつ客席数 700 席以上）の新設を、元請として施工した実績を有すること。
- (オ) 建設企業が単独の場合は、上記(ア)から(エ)の全ての要件を満たすこと。また、必ず 6(2)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (カ) 複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(エ)の全ての要件を満たし、その他の建設企業については(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。また、上記(ア)から(エ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は 6(2)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (キ) 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。
- (ク) 複数の場合で、建設業務のうち、電気工事若しくは管工事にあたるものがある場合は、上記の(イ)及び(ウ)に替えて以下の要件を満たすこと。
- (ケ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、かつ、電気工事についてはその希望する業種が電気工事であり、管工事については、その希望する業種が管工事であること。
- (コ) 電気工事については、建設業法に規定する電気工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 770 点以上であること。また、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 720 点以上であること。

## エ 維持管理等企業

- (ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。
- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する施設維持管理等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- (ウ) 入札公告から過去 10 年間以内に、延床面積 7,400 m<sup>2</sup>以上の公共施設で、1 年以上の維持管理実績（建築物保守管理業務若しくは建築設備保守管理業務）を有していること。
- (エ) 維持管理等企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。また、必ず 6(2)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (オ) 複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の維持管理等企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は 6(2)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

## オ 上記ア、イ、ウまたはエに示す業務以外を担当する企業

- (ア) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する業務に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- (イ) 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務に

あたること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は応募者から提出された資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知する（通知の発送日を「資格確認通知日」とする）。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業または協力企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とする。

ア 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に上記(2)に該当する場合、または(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合。

イ 審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合。

(5) 構成企業等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後に、応募者の構成企業または協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、特別目的会社の代表企業を除き、認めることがある。

#### 4 入札手続き等

(1) 入札公告に関する事項

ア 入札公告

入札公告は平成 21 年 10 月 2 日(金)とし、市の公式ホームページにおいて公表する。  
入札説明書等についても、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/koryushisetsu/index.html>

イ 入札説明書等の閲覧

入札説明書等の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

平成 21 年 10 月 2 日(金)から 12 月 18 日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(イ) 閲覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(ウ) 閲覧場所

豊橋市文化市民部文化課

豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 西館 4 F

なお、原則として入札説明書等は配布しない。

(エ) 閲覧書類

閲覧を行う書類は以下のとおりである。

- 入札説明書等
- 建物総合損害共済 事業の概要と事務取扱の手引

## ウ 入札説明会等

### (ア) 日時及び場所

平成 21 年 10 月 9 日（金）

時間	内容	会場	備考
14：00～	入札説明会	豊橋市役所 東 85 会議室	受付開始時間(13:30)
16：00～	現地説明会	建設予定地	現地集合とする

入札説明会：豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所

現地説明会：豊橋渥美都市計画事業豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内

### (イ) 参加申込期間

平成 21 年 10 月 2 日（金）から平成 21 年 10 月 7 日（水）午後 5 時まで（必着）

### (ロ) 申込方法

説明会に参加を希望する企業は、次の申込先まで FAX 若しくは E-mail で送付すること。なお、参加申込みについては別に定める様式を使用して構わない。ただし、その様式は公表に関する正式な書類ではない。

参加については参加企業 1 社につき最大 2 名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

なお、現地説明会については、現地集合、現地解散とし、交通手段については各参加者で確保すること。

### (ハ) 申込先

豊橋市文化市民部文化課

E-mail geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp

FAX (0532)56-1081

## エ 入札説明書等に関する質問（第 1 回）の受付及び回答

入札説明書等に関する質問（第 1 回）の受付を以下のとおり行う。質問に対する回答は、市の公式ホームページにおいて公表する。

### (ア) 受付期間

平成 21 年 10 月 2 日（金）から 10 月 16 日（金）午後 0 時まで（必着）

### (イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式 1-1 ～ 1-6 に記入の上、郵送または E-mail にて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は 2003 以前とする）とすること。その際、市が受領していることを念のため電話で確認すること。郵送の場合は、データを CD-R に保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

提出様式

様式 1-1 ～ 1-6（入札説明書等に関する質問書）

### (ロ) 提出先

豊橋市文化市民部文化課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

E-mail geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp

TEL (0532)51-2873

(I) 入札説明書等に関する質問（第 1 回）への回答の公表

入札説明書等に関する質問（第 1 回）への回答は、平成 21 年 11 月 6 日（金）までに、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/koryushisetsu/index.html>

オ 入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付及び回答

入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付を以下のとおり行う。質問に対する回答は、市の公式ホームページにおいて公表する。

(ア) 受付期間

平成 21 年 11 月 24 日（火）から 12 月 4 日（金）午後 0 時まで（必着）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式 1-1 ~ 1-6 に記入の上、郵送または E-mail にて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は 2003 以前とする）とすること。その際、市が受領していることを念のため電話で確認すること。郵送の場合は、データを CD-R に保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

提出様式

様式 1-1 ~ 1-6（入札説明書等に関する質問書）

(ウ) 提出先

豊橋市文化市民部文化課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

E-mail [geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp](mailto:geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp)

TEL (0532)51-2873

(I) 入札説明書等に関する質問（第 2 回）への回答の公表

入札説明書等に関する質問（第 2 回）への回答は、平成 21 年 12 月 18 日（金）までに、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/koryushisetsu/index.html>

(2) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

平成 21 年 11 月 20 日（金）から 12 月 1 日（火）まで

(イ) 提出先

豊橋市文化市民部文化課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

(ウ) 提出方法

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail 等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ること。また、郵送の場合は、12月1日（火）午後5時までに必着とし、「豊橋市文化市民部文化課 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業入札関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

#### イ 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。様式2-1～2-3は、正1部を作成すること。様式2-4～2-10は、必要な添付書類等を含め、正1部を作成すること。様式2-10は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に各1部を作成すること。なお、提出に当たっては様式2-1～2-10を簡易ファイル綴じとして提出すること。

##### 提出様式

- 様式2-1（入札参加表明書）
- 様式2-2（応募者の構成表）
- 様式2-3（委任状）
- 様式2-4（入札参加資格確認申請書）
- 様式2-5（入札参加資格要件確認書（設計業務））
- 様式2-6（入札参加資格要件確認書（工事監理業務））
- 様式2-7（入札参加資格要件確認書（建設業務））
- 様式2-8（入札参加資格要件確認書（維持管理等業務））
- 様式2-9（入札参加資格要件確認書（その他業務））
- 様式2-10（入札参加資格審査の附属資料提出確認書）

#### ウ 入札参加資格確認の通知

市は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出した者に対して、入札参加資格確認通知を平成21年12月7日（月）までに発送する。なお、この時入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

#### エ 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成21年12月14日（月）午後5時（必着）までに書面により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。回答は文書により行い、平成21年12月22日（火）までに発送する。

#### オ その他

- (ア) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

#### (3) 入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、様式3-1を入札日までに豊橋市文化市民部文化課に持参、または郵便若しくは信書便（入札日の前日までに到着するもの

に限る。)により提出すること。入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

提出様式  
様式 3-1 (入札辞退届)

(4) 入札日時等

入札参加資格確認通知により、入札参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

ア 提案書類の提出

(ア) 日時

平成 22 年 2 月 1 日 (月) 午前 9 時から午後 4 時まで

(イ) 場所

豊橋市文化市民部文化課

豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 西館 4F

提案書類は持参により提出すること。また、提案書類の提出に際しては、入札参加資格確認通知の写しを持参すること。

イ 提案書類の作成方法

提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。

ウ 入札に当たっての留意事項

(ア) 入札説明書等の承諾

応募者を構成する企業は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の入札に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) 公正な入札の確保

応募者を構成する企業は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、基本協定書(案)を参照すること。

(I) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した入札説明書等またはその他の参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

c 市が提示した参考図書等の取扱い

市が提示する入札説明書等またはその他の参考図書等は、本件入札に係る検討以外

の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(d) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(h) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

入札保証金は免除とする。

b 契約保証金

選定事業者は、サービス購入費A-1及びA-2（改定された場合には当該改定された金額）の合計額から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、選定事業者は、上記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。

事業者を被保険者として当該保険を契約する場合、事業者は、自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

(i) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償責任保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。維持管理期間中も、施設内において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に加入すること。（詳細については事業契約書（案）に記載する。）なお、維持管理期間において、市は建物総合損害共済（社団法人 全国市有物件災害共済会 東海支部）と同程度の保険付保を予定している。（別紙に概要を示す。）希望者は、建物総合損害共済事業の概要と事務取扱の手引を豊橋市役所にて閲覧可能である。

(j) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 入札参加資格がない者のした入札
- 応募者の代表企業以外の者のした入札
- 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- 記名及び押印のない入札書による入札
- 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- 応募者のした2つ以上の入札（舞台機構、舞台照明及び舞台音響の3業務に携わる企業が、協力企業としてのみ参加する場合を除く。）
- 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- 所定の日時まで所定の場所に到着しなかった入札
- その他入札に関する条件に違反した入札

(k) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、

または中止する場合がある。

入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、または中止する場合がある。

なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

## 5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査(「基礎審査」、「総合審査」から構成される。)」の手順にて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

### (1) 審査委員会

資格審査及び基礎審査は市が実施し、総合審査については市及び「芸術文化交流施設整備等事業審査委員会」(平成20年4月1日設置。以下「審査委員会」という。)が落札者決定基準に基づき行う。

審査委員会の委員は次のとおりである(敬称略)。

委員長	奥野 信宏	(中京大学理事・総合政策学部教授)
副委員長	松島 史朗	(豊橋技術科学大学 地域協働まちづくりリサーチセンター准教授)
委員	伊豫田静弘	(演出家(前知立市文化会館館長兼芸術総監督))
委員	大垣 敬子	(財団法人地域創造芸術環境部ディレクター)
委員	宇野 厚生	(豊橋市財務部長)
委員	深見 正彦	(豊橋市文化市民部長)

なお、総合審査の過程で、応募者に対するヒアリングを実施する予定であるが、詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知する。

### (2) 落札者の決定及び公表

#### ア 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

#### イ 結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成22年4月中旬に市の公式ホームページ等において公表する。

## 6 契約に関する基本的な考え方

### (1) 基本協定の締結

市は落札した応募者を構成する企業と基本協定を締結する。

### (2) 特別目的会社の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目



- 的公司（以下「SPC」という。）を市内に設立することを要件とする。
- イ 応募者の構成企業は SPC に出資すること。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすること。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の 100 分の 50 を超えるものとする。
  - ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはいけない。

### (3) 事業契約の締結

市は落札した応募者の構成企業が設立する SPC と仮契約を締結する。

SPC は、事業契約締結までに事業契約書に記載の契約保証金の納付等を行い、市を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

#### ア 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

#### イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。）は、事業者の負担とする。

#### ウ 事業契約の市議会による議決（効力の発生）

本事業契約は、PFI 法第 9 条の規定により、市議会の議決を得たときに効力が発生するものとする。

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び選定事業者（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

#### エ SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### オ 金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接契約を結ぶことを想定している。

### (4) その他

落札者決定以降、事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業または協力企業が上記 3(2)に該当する場合、または 3(3)で定める資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結せず、または落札者の設立した SPC と事業契約を締結しない場合がある。

## 第4 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他の選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は契約を解除することができるものとする。
- イ 選定事業者が倒産し、または選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとする。
- ウ 上記ア及びイの規定により市が契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は契約を解除することができるものとする。
- イ 前目の規定により選定事業者が契約を解除した場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市または選定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は事業継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとする。

## 2 債務負担行為

市は、事業契約に関して、「64 億円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

## 3 議会の議決

本事業契約に関する議案を平成 22 年 6 月市議会定例会に提出予定である。

## 4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市の公式ホームページ等を通じて適宜行う。ただし、各応募者からの入札条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

【本事業の担当部署】豊橋市文化市民部文化課 【住所】〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 【TEL】0532-51-2873 【FAX】0532-56-1081 【E-mail】geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp 【URL】 <a href="http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/koryushisetsu/index.html">http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/koryushisetsu/index.html</a>
---

別紙 維持管理期間において市が付保する予定の保険（参考）

本事業の維持管理期間においては、市が現在加入している建物総合損害共済（社団法人 全国市有物件災害共済会 東海支部）と同程度の保険付保を予定している。以下にその概要を示す。

建物総合損害共済（社団法人 全国市有物件災害共済会）の概要

○共済の目的の範囲

建物：土地に定着して建設され、屋蓋を有し、居住、作業、販売、貯蔵等の用に供される構築物をいい、給排水、冷暖房等の附属設備は建物に含まれる。なお、門等の構築物は建物の一部分とはみなされない。

○てん補責任の範囲（次のいずれかの偶然の事故による損害が生じたときは、災害共済金が支払われる。）

火災による損害

落雷による損害

破裂または爆発による損害

建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害

車両の衝突または接触による損害

騒じょう若しくは労働争議またはこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害

破壊行為による損害

風災または水災による損害

雪災による損害

土砂崩れによる損害

○共済の目的の価額

共済の目的が建物である場合は、再調達価額によって定める。

\*再調達価額とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模のものを再築する額をいい、建築費指数によって建物の再調達価額を算出する。

○共済責任額の設定

共済の目的が建物である場合の共済責任額は、「全部共済委託」（委託物件の共済責任額が共済の目的の価額と等しい額が設定されている場合）が原則である。